

日本工学会技術倫理協議会規程

(平成 30 年 5 月 16 日技術倫理協議会承認)

平成 30 年 6 月 25 日理事会改正

(目的及び設置)

第 1 条 公益社団法人日本工学会（以下「本会」という。）は、科学技術に係わる工学系非営利団体である関係学協会間で、技術倫理および技術者倫理（以下、これらを総称して「倫理」という。）に関する共通課題について協議し、倫理の普及・推進、検討および問題の解決などを図る目的をもって、日本工学会技術倫理協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議及び事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、必要な事業を行う。

- (1) 倫理の普及および啓発
- (2) 倫理に関する情報交流
- (3) 倫理に係わる教育、研修や研究等に関する共同事業
- (4) 倫理問題に係わる研究者・技術者の支援
- (5) 社会への倫理に関する共通見解の表明
- (6) その他、倫理に関して協議・協力する必要のある事項

(協議会会員)

第 3 条 協議会会員（以下「会員」という。）は、本会正会員であるなしを問わず、協議会の活動に賛同し、主体的に参加することを申し出た工学系非営利団体とする。

2. 会員は 2 名以内の協議会委員(以下「委員」という。)候補者を選出し、理事会の承認を得る。選任された委員は協議会の構成員となる。

(入会)

第 4 条 協議会への参加申し込みがあったときは、協議会の議を経て本会理事会の承認を受けたのち、会員の登録をする。

2. 入会した会員は、別途定める入会金を本会に納入する。

(退会)

第 5 条 退会しようとする会員は、本会会長宛に退会届けを提出しなければならない。

(会費及び会計)

第 6 条 会員は、別途定める金額の協議会年会費を本会に納入する。

2. 協議会の会計は、公益事業会計に含め、その中で区分して処理する。

(協議会構成)

第7条 協議会は協議会役員(以下「役員」という。)、委員および学識委員で構成する。

(1)役員 議長 1名、副議長 2名以内、幹事 若干名

(2)委員

(3)学識委員 若干名

2. 前項の役員、委員および学識委員を協議会の構成員といい、第13条第3項の議決権を持つものとする。

(議長の選任)

第8条 議長は、理事会が選任し、本会会長がこれを委嘱する。

2. 議長候補者は、委員による互選により選出する。

(副議長及び幹事の選任)

第9条 副議長及び幹事候補者は、協議会の議を経て選出し、理事会の承認を得る。

2. 副議長候補者は第3条第2項の委員であることを要さないが、選任された時点で協議会の構成員となる。

(学識委員の選任)

第10条 議長は、委員からの推薦等を参考に、専門的知識を有する学識委員候補者を理事会に推薦することができる。

2. 選任された学識委員は第3条第2項の委員であることを要さない。

3. 学識委員は協議会の構成員となり、第9条の幹事となることができる。

(アドバイザー及びオブザーバー)

第11条 協議会には、必要に応じてアドバイザーをおくことができる。

2. 協議会には、必要に応じてオブザーバーの参加を認めることができる。

3. アドバイザー及びオブザーバーは協議会での議決権を持たない。

(議長等の職務)

第12条 議長は、協議会の代表として協議会の円滑な運営を図る。

議長は、必要に応じて協議会の活動を理事会に報告する。

議長は毎事業年度の開始前日までに事業計画および予算書を作成し、本会会長に提出しなければならない。

議長は事業年度終了後に遅滞なく事業報告および決算資料を作成し、本会会長に提出しなければならない。

2. 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、または欠けたときにその職務を代行する。

3. 幹事は、議長および副議長を補佐する。

(会議)

第 13 条 協議会は、必要に応じ、議長が招集する。

2. 協議会は、複数の委員の要請により開くことができる。
3. 協議会の決議は、出席した構成員の過半数をもって行う。

(専門委員会)

第 14 条 必要に応じて、協議会に専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会に属する専門委員は、協議会が選任する。
3. 専門委員会に委員長を置き、委員長は、協議会が選任する。
4. 専門委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

(任期)

第 15 条 議長、副議長、幹事および委員の任期は原則として 1 年とするが、任期満了以前に交代することができる。また、議長、副議長、幹事および委員は再任することができる。

2. 専門委員、アドバイザー、オブザーバーの任期は、協議会にて別途定める。

(協議会の運営)

第 16 条 協議会が行う事業は、独立採算を原則とする。

2. 協議会の事業計画、予算および事業報告、決算は、協議会の決議を経て、理事会の承認を得ることを要する。

(本規程の改廃)

第 17 条 本規程の改廃は、理事会が行う。

付 則

本規程の改正は、平成 30 年 6 月 25 日より施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

技術倫理協議会の会費等運営内規

平成 30 年 5 月 16 日技術倫理協議会改正

1. 技術倫理協議会運営規程（以下規程という）の第 6 条の協議会年会費は、以下とする。

(1) 本会正会員および協議会が認めた団体 3 万円

(2) 上記以外 6 万円

なお、当面、入会金は不要とする。

(会費の期間)

2. 会費の期間は毎年 4 月から翌年 3 月末日の 1 年間とする。

(年度途中に入会したときの会費)

3. 年度途中で入会する場合の会費の額は次のとおりとする。

① 年度の上半期（6 か月）内に入会したときは年額

② 年度の下半期（6 か月）に入会したときは年額の二分の一

(会費の不返還)

4. 納入された会費は、事情に係らず返還しない。

2. 協議会が事業を行う場合には、会費とは別に、聴講料、教材資料費などの参加費を徴収することができ、参加費等は協議会で決定できる。

3. 規程第 16 条に定める独立採算の実施に当っては、事務費の配賦を含めた運営とする。

4. 本内規は協議会で変更することができる。